静岡市予防事務審査基準

平成15年4月1日 消消第7号消防長 消防局 各消防署

目次

第1	目的	(P1651)
第 2	用語例	(P1651)
第3	政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	(P1653)
第4	消防用設備等の設置単位	(P1686)
第 5	建築物の棟、床面積及び階の取扱い	(P1691)
第6	収容人員の算定	(P1700)
第7	無窓階の取扱い	(P1722)
第8	政令第8条区画	(P1731)
第9	高架下建築物等	(P1734)
第10	政令別表第1の項目判定等	(P1738)
第11	消防用設備等の設置	(P1741)
附則		(P1775)

第1 目的

この審査基準は、消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づく予防事務の執行にあたって、 基本的に必要と考えられる事項について定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与する ことを目的とする。

内容については、法令解釈及び法令の補完基準が中心であるが、通知及び質疑応答等により 法令解釈の補完として示される行政指導も含むものである。

第2 用語例

- (1) 法とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号)をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)をいう。
- (6) 建基法とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- (7) 建基政令とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。
- (8) 建基省令とは、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。
- (9) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (10) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。

- (11) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (12) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2口に規定するものをいう。
- (13) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- (14) 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- (15) ◆マークは、指導基準を表す。

第3 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社 会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第3-2表を参考とすること。

1 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。
- (2) 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。
 - ア 政令別表第 1 (1) 項から (15) 項までに掲げる防火対象物 (第 3-1 表 (A) 欄に掲げる防火対象物。以下「政令別表防火対象物」という。)の区分に応じ、第 3-1 表 (B) 欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分 (これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に機能的に従属していると認められる部分 (これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。)で次の (ア) から (ウ) までに該当するもの
 - ※ 「これらに類するものを含む。」とは、第3-1表(B)欄、(C)欄及び(D)欄に掲げる各部分について、それぞれ用途が近似するものに限定するものではなく、第3-1表(B)欄に掲げる部分に関しては、同欄に例示の部分と同程度に、当該防火対象物の主たる用途に含められるべき部分と判断されれば、第3-1表(C)欄及び(D)欄に掲げる部分に関しては、同欄に例示の部分と同等程度に、当該防火対象物の主たる用途に供される部分に従属するものと社会通念上判断されるものであれば、これらのものをいうものとして取り扱って支障ない。
 - (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。
 - a 「主用途部分」とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。ただし、主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる部分の床面積の合計が、防火対象物の延べ面積に対して相当高い占有率を占める場合についても、機能的に従属する用途に供される部分として取り扱うことができる。
 - b 「管理権原を有する者が同一である」とは、固定的な消防用設備等、建築構造、 建築設備(電気、ガス、給排水、空調等)等の設置、維持又は改修にあたって全般 的に権限を行使できる者が同一であることをいう。
 - (イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係 を有すること。
 - a 「従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一である」とは、従属的な

部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、第3-1表(C)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であることをいう。

- (a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。
- (b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものである こと。
- b 「従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と密接な関係を有する」とは、 従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前 a (a) 及び(b) に該当し、かつ、第3-1表(D) 欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であること。
- (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。 「従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一である」とは、主 用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間(残務整理等のための延長時間を含む。) とほぼ同一であることをいう。
- イ 主用途部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、 倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分の それぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積 の90パーセント以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分 の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供され る部分。ただし、政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)ま で、(6)項ロ及びハ((6)項ハにあっては、利用者を入居させ、又は宿泊させるもの に限る。)に掲げる用途に供される部分にあっては該当しない。

共用される部分の床面積の按分は、次によること。

なお、原則として先に階の共用部分である(ア)を各階の用途の床面積に応じて按分し、次に全体の共用部分である(イ)を共用される用途の床面積に応じて按分すること。

- (ア) 廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分
- (イ) 防火対象物の広範に共用される玄関、ロビー、機械室、電気室等
- (3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又は二の号ごとに決定するものであること。

同一項のイ、ロ、ハ又は二の用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱 うものであること。

- (4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。
- (5) 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。
 - ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供され る部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される

部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

この場合において、政令別表防火対象物の用途が2以上存し、かつ、一般住宅が混在する場合については、次のとおりとする。

- (ア) 2以上の政令別表防火対象物の床面積の合計より一般住宅の床面積が大きい場合、 一般住宅は独立用途とし、2以上の政令別表防火対象物を前(2)イに基づき用途判 定する。
 - a 政令別表防火対象物が単項となる場合は、当該単項と一般住宅の複合用途防火対象 物とする。
 - b 政令別表防火対象物が複合用途となる場合は、当該複合用途と一般住宅の複合用途 防火対象物とする。
- (イ) 2以上の政令別表防火対象物の床面積の合計より一般住宅の床面積が小さい場合、 一般住宅の床面積は、関連性のある政令別表防火対象物又は床面積が大なる政令別表 防火対象物の床面積に加算し、前(2)イに基づき用途判定する。
 - a 政令別表防火対象物が単項となる場合は、当該単項の政令別表防火対象物とする。
 - b 政令別表防火対象物が複合用途となる場合は、当該複合用途防火対象物とする。
- ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

なお、「おおむね等しい」とは、政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合であって、政令別表防火対象物の床面積が、延べ面積の55パーセント以下であるものをいう。

- (ア) 一般住宅は、前(2)、アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- (イ) 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と 政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

政令別表住宅防火対象物BA延べ面積 (200 m²)

Aが110㎡を超える場合は、単体用途防火対象物となり、 Aが110㎡以内の場合は、複合用途防火対象物となる。

(6) 法第10条第1項で定める危険物製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物施設」という。) は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分 に該当するものであること。

- (7) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める 区画の有無を考慮しないものであること。
- 2 項ごとの適用事項(複合用途防火対象物の取扱い)
- (1) 前1 (2) 又は(5) により、政令別表第1 (16) 項に掲げる防火対象物となるものの うち、次のア及びイに該当するものは、同表(1) 項から(4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(同表(2) 項ニ、(5) 項イ、(6) 項イ(1) から(3) まで、(6) 項ロ及びハ((6) 項ハにあっては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)を除く。以下(1) において「特定用途部分」という。)が存するものであっても同表(16) 項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。

この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって(政令第2章第3節を 適用する場合に限る。以下同じ。)、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱 う。

ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10パーセント以下であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300平方メートル未満であること。

(2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火 対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1(2)イ 及び前(1)を適用するものであること。